

## サプライヤー行動規範 - Corporate Global Supplier Code of Conduct Policy

### はじめに

ジェンマブは、革新的で差別化された抗体医薬品の創出と開発に注力し、がん患者さんの生活の向上に貢献することを目指しています。ジェンマブは、最高の品質と価値を提供するビジネスパートナー、サプライヤー、ベンダー、その他の第三者（以下、総称して「サプライヤー」といいます）との関係構築を目指し、倫理的かつ責任あるビジネス慣行への共通のコミットメントを実践しています。そのため、ジェンマブは、サプライヤーに対して、倫理的なビジネス慣行や規制の遵守を含む一定の基準を設けています。ジェンマブは、サプライヤーがこのサプライヤー行動規範に含まれるコミットメントを受け入れることを期待します。

### 適用範囲

ジェンマブのサプライヤーとして、貴社および貴社の従業員、担当者、代理人、下請業者は、このサプライヤー行動規範を尊重し、完全に遵守し、ジェンマブの行動規範の価値観と一致した方法で、ジェンマブとの、および/またはジェンマブの代理としてグローバルに、すべての取引を行って行動することに同意するものとします。

### 1. 法令遵守

ジェンマブの全てのサプライヤーは、ジェンマブとの取引および/またはジェンマブの代理として取引を行う際に、適用される全ての法律および規制を完全に遵守して事業活動を行わなければならない、また、以下の要件を満たす必要があります（ただし、これらに限定されません）。

#### 腐敗防止と贈収賄

- ・ 米国海外腐敗行為防止法（FCPA）およびジェンマブまたはサプライヤーが事業を行う国や地域に適用されるその他の腐敗防止法、贈収賄防止法、マネーロンダリング防止法を含むがこれに限定されない、すべての適用法、規制、国際標準を遵守すること。
- ・ 贈収賄、汚職、強要、横領などとみなされるあらゆる形態の行為を行わないこと。
- ・ すべての取引は透明性をもって行い、サプライヤーの帳簿や記録に正確に反映させること。
- ・ (1) ジェンマブの事業利益を促進する目的で公務員またはその他の関係者の行為または意思決定に不適切な影響を与えること、または (2) その他ジェンマブの事業利益を不適切に促進すること、を目的として、直接的または間接的に公務員またはその他の関係者に価値あるもの（贈答品、旅行、もてなし、慈善寄付、雇用を含むがこれに限らない）の約束、承認、申し出または支払いを行わないこと。
- ・ 適切なコンプライアンス監視、記録保持、および実施手順を維持すること。
- ・ 貴社の従業員（正社員、派遣社員、下請業者、代理店等を含む）およびサブサプライヤーの間で、本サプライヤー行動規範の遵守を促進するための合理的な努力を行うこと。
- ・ 貴社の従業員、サプライヤー、代理店、その他のビジネスパートナーが、適用される汚職防止法、規則、規制の下で何らかの形で犯罪を引き起こすような行為を行うことを防止し、また、そのような行為を発見するための適切な手順を維持すること。

## **プライバシー**

- ・ ジェンマブからまたはジェンマブのために受け取った個人データを、取得、使用、アクセス、または処理する際に、個人データの処理に関して適用されるすべての法律および規制を遵守すること。
- ・ ジェンマブから受け取ったまたはジェンマブのために処理された個人データは、物理的にも電子的にも常に適切かつ安全に保護されていることを確認すること。
- ・ プライバシーまたはセキュリティの侵害/脆弱性の可能性がある場合、直ちにジェンマブに報告すること。

## **公正競争・独占禁止法**

- ・ サプライヤーが事業を行う国や地域に適用される独占禁止法および公正競争法を完全に遵守して事業を行うこと。

## **貿易コンプライアンス**

- ・ 製品、サービス、技術へのアクセス、移転、輸出入を管理するすべての国際法、国内法、規制、およびその他の制限を遵守すること。
- ・ 適用される場合、成熟した包括的なコンプライアンスプログラムを維持し、適用される法律により管理または制限される技術、製品、技術データを管理するためのポリシーを維持すること。
- ・ ジェンマブが適用法の遵守を維持するために必要な、制限された技術、製品、または技術データを、そのような制限に関する通知をすることなく、ジェンマブに提供しないこと。

## **インサイダー取引**

- ・ Genmab A/S または他社の上場有価証券について、(1) 公表されておらず、(2) 投資家の売買判断に影響を及ぼす可能性のある情報を保有している場合、いかなる形でもインサイダー取引を行わないこと。

## **2. 利益相反**

- ・ 利益相反および利益相反と見られる行為を回避すること。
- ・ ジェンマブのサプライヤーとしての活動に関連する実際の利益相反、または潜在的な利益相反を適時にジェンマブに開示すること。

## **3. 労働慣行と人権**

### **人権・労働権**

- ・ ジェンマブおよびサプライヤーが設立された、または事業活動を行っている国において、国際的および現地のあらゆる人権・労働に関する法律を遵守すること。
- ・ あらゆる形態の児童労働を禁止し、義務教育修了年齢および法定最低就業年齢に満たない者を雇用しないこと。
- ・ 従業員に対して公正な報酬を与え、適用される国の法定最低賃金およびその他の権利を遵守すること。
- ・ 関係法令に基づく労働時間の上限を遵守すること。
- ・ 従業員の自由な結社の権利を法的に可能な限り認め、従業員団体や労働組合のメンバーを優遇したり差別したりしないこと。
- ・ ハラスメント、違法な差別、報復のない職場を提供すること。

## **健康・安全**

- ・ 安全で健康的な職場環境を提供すること。
- ・ 事故や職業病に対して、危険を管理し、合理的な予防措置を講じること。

## **多様性**

- ・ 肌の色、人種、国籍、社会的背景、障害、性的指向、性別、政治的・宗教的信条、性別、年齢、配偶者の有無、妊娠の有無にかかわらず、従業員の機会均等を促進し、いかなる嫌がらせや差別も容認しないこと。

## **4. 環境と認証**

### **環境**

- ・ 危険物、大気・水域への排出物、廃棄物を規制する法律や規制を含むが、これに限定されない適用されるすべての環境法および規制を遵守すること。
- ・ 環境汚染を最小限に抑え、環境保全の継続的な改善を図ること。

### **廃棄物**

- ・ 資源の節約、廃棄物の最小化、現地調達を最大化を通じて、サプライチェーン全体における環境影響を考慮すること。

### **認証・登録**

- ・ 必要な環境関連の認証を取得し、維持し、遵守し、最新の状態を保つこと。
- ・ 製造事業において、公衆の健康と安全を守りながら、地域社会、環境、天然資源への悪影響を最小限にすること。

## **5. サプライチェーンと動物福祉**

### **サブサプライヤーとサブコントラクター**

- ・ サブサプライヤーとサブコントラクターに本サプライヤー行動規範の遵守を促進するために合理的な努力をすること。
- ・ サプライヤーがジェンマブとの間で締結した契約に含まれる義務を果たすために、サプライヤーのジェンマブに対する義務を果たすサブコントラクターを起用する前に、ジェンマブの書面による承諾を得ること。

### **紛争鉱物**

- ・ ジェンマブへの納品物が、適用される法律および規制の下で定義される「紛争鉱物」を一切含まないことを確認すること。

### **動物福祉**

- ・ すべての試験および規制要件を満たす必要がある科学的に有効なプロトコルに従ってのみ動物実験を実施し、適用されるすべての法律および規制に従ってのみ試験を実施すること。
- ・ 実験に関わる動物には、痛みやストレスを最小限に抑え、人道的に扱うこと。
- ・ 科学的に有効であり、規制当局に受け入れられるものであれば、代替品を使用すること。

## **6. 情報・知的財産の保護、セキュリティ**

### **情報を保護する**

- ・ ジェンマブから提供された情報の機密性を確保するため、適用される法律、規制に従い、ジェンマブの書面による承認がある場合にのみ、そのような情報のみを開示すること。

### **広報活動**

- ・ ジェンマブの代表として報道機関に発言するのは、ジェンマブの広報担当者から書面で事前に許可を得た場合のみとすること。
- ・ ジェンマブの書面による事前承諾なしに、ジェンマブに関するプレスリリースや広報資料等を発行しないこと。

### **知的財産権**

- ・ ジェンマブの知的財産権を保護しつつ、他者の知的財産を適切に尊重する方法で、すべての活動や関わりを行うこと。

### **物理的およびデジタル的なセキュリティ**

- ・ ジェンマブが提供する情報が破損、コピー、盗難、開示、誤用されたり、適切な権限や承認なしに誰にでもアクセスされたりしないよう、適切かつ物理的、デジタル的なセキュリティ対策を講じること。

## **7. 製品コンプライアンス・品質、事業・製品情報**

### **製品のコンプライアンスと品質**

- ・ ジェンマブに提供されるすべての製品が、適用される品質基準および手順に基づいて開発され、適合することを保証すること。
- ・ 模倣品やその疑いのある製品を監視し、報告すること。

### **事業・製品情報**

- ・ すべての事業または製品に関する情報および報告活動を誠実かつ正確に提供し、それらの完了と正確さに関して適用されるすべての法律を遵守すること。
- ・ 提供された製品に関して要求された情報を迅速に提供すること。

## **8. 懸念事項の報告**

疑わしい行動やサプライヤー行動規範の違反の可能性を以下の方法で直接ジェンマブに報告すること。

1. [ジェンマブ日本の購買部門](#)にメールを送る、または
2. 「[スピークアップに関するポリシー](#)」を参照する; または
3. [GenmabSpeakUp.ethicspoint.com](https://GenmabSpeakUp.ethicspoint.com) のウェブポータルを通じて、ジェンマブに報告すること。

サプライヤーは、懸念事項を解決するために、ジェンマブの担当者と協力することが推奨されますが、それが不可能または適切でない場合、上記の選択肢を参照することができます。